

店舗再編についてのお知らせ

● 店舗再編日 2016年2月13日（土）

- ① 面河・美川支所の信用・共済事業を御三戸支所（面河支所前組の組合員・利用者は直瀬支所）に統合し、面河・美川支所は経済店舗となります。
- ② 河中支所の信用・共済事業を湯山支所に統合し、河中支所は経済店舗となります。
- ③ 高浜出張所の全事業を新浜支所に統合し、高浜出張所は廃止します。

現在			継承店舗（再編後）		
店舗番号	店舗名	所在地	店舗番号	店舗名	所在地
048	面河支所	上浮穴郡久万高原町 渋草 1999 (0892)58-2411	050	御三戸支所	上浮穴郡久万高原町中黒岩 2158 (0892)56-0311
			047	直瀬支所	上浮穴郡久万高原町直瀬甲 2884-1 (0892)31-0321
049	美川支所	上浮穴郡久万高原町 東川 81-1 (0892)57-0311	050	御三戸支所	上浮穴郡久万高原町中黒岩 2158 (0892)56-0311
016	河中支所	松山市河中町甲 159 (089)977-5858	015	湯山支所	松山市溝辺町甲 385 (089)977-0311
027	高浜出張所	松山市高浜町一丁目 2254-10 (089)953-1948	013	新浜支所	松山市新浜町 13-1 (089)952-8030

● 渉外体制について

再編対象店舗の組合員・利用者サービスを低下させないために継承店舗に渉外活動を行う職員を配置します。

● 店舗再編に伴う諸手続等について

1. 店舗番号は

現在の店舗番号から継承店舗（再編後）の店舗番号に変更となります。

2. 貯金口座番号は

貯金など各種のお取引にご利用いただいております口座番号に変更はございません。

3. 貯金通帳（普通・総合口座・貯蓄・通帳式定期）は

通帳はご使用前に一度だけ継承店舗の窓口で機械上の操作手続が必要となります。

お手数をおかけいたしますが、2016年2月15日（月）以降に継承店舗窓口または渉外担当者にお申し付けください。（この操作手続をしなければ、ATMコーナーでの通帳使用はできません。）

4. JAカード・キャッシュカードご利用のお客さまは

店舗再編後、新カードを郵送させていただきます。それまでは引き続き旧カードをご使用ください。新カードが届きましたら旧カードは事故防止のためにハサミで切断するなど使用不能な状態にして破棄してください。

5. 貯金証書（定期貯金、定期積金等）は

そのままご使用いただけます。

6. 公共料金等の自動振替やクレジットカードの自動支払をご利用のお客さまは

必要な手続は当組合が行います。なお、一部のお客さまからの手続きを要する場合がございますが、その際はご案内させていただきます。

7. 年金の自動受取口座をご利用のお客さまは

公的年金（国民年金や厚生年金など）の受取口座をお持ちのお客さまは、当組合が必要な手続きを行います。なお、一部のお客さまからの手続きを要する場合がございますが、その際はご案内させていただきます。

8. 給与振込、振込金受取りのお客さまは

2016年2月15日（月）以降は、振込先金融機関名の変更が必要ですので、給与支払者さま、ご依頼人さまに継承店舗名・口座番号をご通知くださいますようお願いいたします。

9. 少額貯蓄非課税制度（マル優）をご利用のお客さまは

そのまま継承店舗でマル優扱いが適用されます。なお、一部お客さまからの手続きを要する場合がございますが、その際はご案内させていただきます。

10. ご融資・各種ローンをご利用のお客さまは

現在のご融資残高、条件、担保、保証などをそのままのお取引状態で、継承店舗にお引継ぎいたします。約定返済についても、継承店舗が引き継いだお届けの返済貯金口座から、従来どおりお引き落としさせていただきます。

11. 共済契約にご加入のお客さまは

共済証書はそのままご使用いただけます。なお、一部のお客さまからの手続きを必要とする場合がございますが、その際はご案内させていただきます。